

宮城県登米高等学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の位置付け

部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味関心をもつ同好の生徒達による主体的な活動です。本校においては、自己を制御し鍛錬する力や主体的に創意工夫する力、責任感、連帯感、スポーツや芸術文化に触れる楽しさや喜びを実感し生涯にわたってこれらに親しんでいく素地等を育むことをねらいとして、実施しています。

2 部活動指導の体制

- (1) 各部には、顧問教職員を置きます。加えて、外部指導者（部活動指導員）を招き、本校の教育目標及び本方針に係る理解を得た上で、御協力いただく場合があります。
- (2) 各部顧問は、部員達と適切に意見交換を図りながら、活動目標を定め、活動計画を作成します。また、活動実績を記録・整理し、以降の活動計画作成に活かします。加えて、校長の指導の下で部費会計を管理し、適切に決算報告を行います。
 - ア 活動計画は、前期6カ月分・後期6カ月分を作成し、校長の点検・承認を経て公表します（部によっては、両期分を一括して公表することもあります）。
 - イ 活動実績は、各月分を翌月初めまでに取りまとめ、計画からの変更があった点については、校長に報告し点検を受けます。
- (3) 各部顧問による顧問会議を随時開催し、「合理的で適正な指導法」、「安全配慮・施設整備・リスク管理」、「事故対応手順」、「生徒を認め意欲を引き出す指導の在り方」等について、情報交換と相互点検に努めます。

3 活動日・休養日

- (1) 各週において、休養日を2日以上設け、活動日は5日以内とすることを目安とします。なお、休養日は平日・休日それぞれに設けることを原則とします。
- (2) 定期考査1週間前から定期考査終了までは休養日とします。
- (3) 長期休業期間にはある程度連続する休養日を設け、心身の調整や部活動以外の多様な活動に参画することを保障します。
- (4) 大会前・大会開催期間等のいわゆる「ハイシーズン」においては、(1)、(2)に関わらず活動日を設けることがあります。ただし、活動日数は必要最小限に止め、前後一定期間内に代替の休養日を設定するよう計画し、事前に校長の審査・承認を受けた場合に限ります。
- (5) (1)～(4)を踏まえ、年間105日程度の休養日を設けます。

4 活動時間

- (1) 1日当たりの実活動時間は、学期中の平日については2時間程度まで、その他の日については3時間程度まで、を原則とし、準備・片付け等を含めても、これらの時間を大きく上回ることがないものとします。
- (2) 始業前の活動（いわゆる「朝練習」）は、原則として行いません。
- (3) いわゆる「ハイシーズン」や練習試合実施日等においては、(1)、(2)の原則によらず活動を長時間実施することもあります。ただし、その場合には、前後一定期間内に、休養日または活動時間を減ずる日を設けます。